

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

監査委員

○宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 一
○宮城県監査委員事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令 二

労働委員会

○宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 二
○宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令 二

収用委員会

○宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則 三

宮城県海区漁業調整委員会

○宮城県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 三

○宮城県海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令 三

監査委員

○宮城県監査委員訓令第二号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県代表 監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

ページ

第四条中「（以下「局長」という。）」を削る。
第五条第一項の表局長の項中「局長」を「事務局長」に改め、同表次長の項中「次長」を「副事務局長」に、「局長」を「事務局長」に改め、

課長補佐	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の事務を整理し、課長を補佐するものとする。
------	---	---

総括課長補佐	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。
課長補佐	課	上司の命を受け、課の一部の事務を整理し、課長を補佐する。

に改める。
同条第三項の表を次のように改める。

理事	上司の命を受け、特定重要事項を掌理する。
参事	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を総括整理する。
技術参事	上司の命を受け、専門的技術に係る重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに技術的事項を総括整理する。
副参事	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、又は参事を補佐する。
技術副参事	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての企画及び立案に参画し、又は技術参事を補佐する。
主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに主任主査及び主査の事務を整理する。
技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主任主査及び技術主査の事務を整理する。
主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに主査の事務を整理する。
技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主査の事務を整理する。
主査	上司の命を受け、特定事項についての調査及び研究に当たり、並びに担当事務を整理する。
技術主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査及び研究に当たり、並びに担当事務を整理する。

第六条第一項中「局長」を「事務局長」に改める。

第七条第一項中「局長」を「事務局長」に、「局長の指定する次長（以下単に「次長」という。）」を「事務局長の指定する副事務局長（以下単に「副事務局長」という。）」に、「総括担当を命ぜられた課長補佐（以下単に「課長補佐」という。）」を「総括課長補佐」に、「各次長」とあるのは「次長」とを「各副部長」とあるのは「副事務局長」とに改め、同条第二項中「局長」を「事務局長」に改める。

第八条第一項及び第二項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改め、同条第三項中「課長補佐」を「総括課長補佐」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県監査委員訓令第三号

宮城県監査委員事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県代表 監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「局長」を「事務局長」に、第二号中「次長」を「副事務局長」に、第五号中「主査」を「技術主任主査、主査」に改める。

第三条の表第一号中「局長」を「事務局長」に、第二号中「次長」を「副事務局長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

労働委員会

○宮城県労委訓令第1号

宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県労働委員会

会長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務決裁規程（平成元年宮城県労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第三条中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

第五条及び第六条中「次長」を「副事務局長」に改める。

第七条中「課長補佐」を「総括課長補佐」に改め、ただし書を削る。

別表中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県労委訓令第2号

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県労働委員会

会長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程（平成十七年宮城県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

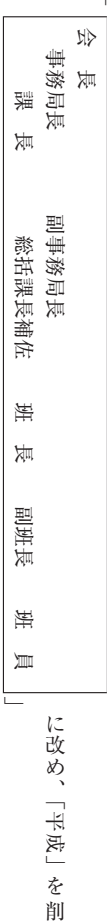
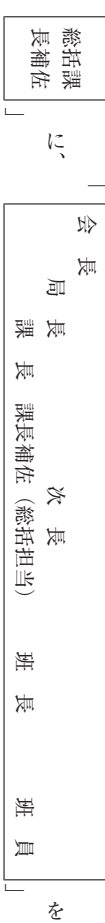
第十四条第一項第一号中「（知事名及び会長名で施行するものを除く。）」を削る。

第十四条第一項第一号ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 県の機関以外に発するものうち法令等で定めがあるもの

様式第二号中「日本工業規格A列4型」を「日本産業規格A列4番」に、

「課長補佐」を



る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

収 用 委 員 会

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会規則第二号

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会運営規則（昭和四十七年宮城県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表中

事務局次長	上司の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。
-------	-------------------------------

を

総括次長	上司の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。
次長	上司の命を受け、事務局の一部の事務を整理し、事務局長を補佐する。

に

改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

宮城海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

会 長 畠 山 喜 勝

○宮城海区漁業調整委員会規程第二号

宮城海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

宮城海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年宮城海区漁業調整委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「局長」を「事務局長」に改め、同項第二号中「次長」を「総括次長」に改め、同項第三号中「主任主査」を「次長」に改め、第四号及び第五号を削る。

同条第三項中「前項に掲げる職のほか、必要と認めるときは、主幹、技術主幹、主査、技術主査又は補助員を置くことができる。」を「前項に掲げる職のほか、必要と認めるときは、主幹、技術主幹、主任主査、技術主任主査、主査、技術主査、主事、技師又は補助員を置くことができる。」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

会 長 畠 山 喜 勝

○宮城海区漁業調整委員会訓令甲第一号

宮城海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

宮城海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城海区漁業調整委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「局長」を「事務局長」に改め、同表二の項中「規程第八条第二項に掲げる次長並びに同条第三項に掲げる主幹及び技術主幹の属する職制上の段階」を「規程第八条第二項に掲げる総括次長及び次長並びに同条第三項に掲げる主幹及び技術主幹の属する職制上の段階」に改め、同表三の項中「規程第八条第二項に掲げる主任主査並びに同条第三項に掲げる主査及び技術主査の属する職制上の段階」を「規程第八条第三項に掲げる主任主査及び技術主任主査並びに主査及び技術主査の属する職制上の段階」に改め、同表四の項中「規程第八条第二項に掲げる主事及び技師並びに同条第三項に掲げる補助員の属する職制上の段階」を「規程第八条第三項に掲げる主事及び技師並びに補助員の属する職制上の段階」に改める。

第三条の表一の項中「局長」を「事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。